

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
業務継続計画

令和4年2月3日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針	1
1. 背景と位置付け	1
2. 基本方針	2
3. 本計画の構成	3
第2章 想定災害と被害等	5
4. 想定地震	5
5. 地域全体及び産総研の被害とインフラの復旧予想時間	6
第3章 継続すべき優先業務	9
1. 基本的考え方	9
2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出	9
3. 優先業務	12
第4章 優先業務継続のための対策	16
1. 計量標準総合センター	16
2. 地質調査総合センター	32
3. 経理部	36
4. セキュリティ・情報化推進部	39
5. 広報部	42
第5章 新型インフルエンザ等の感染症発生時の基本的対処方針	45
1. 産総研の体制概要	45
2. 感染症対策本部の設置	45
3. 所内連絡体制等について	45
4. 業務実施体制の検討	46
5. 通常体制への復帰	46
第6章 引継ぎ及び計画の見直し	47
1. 人事異動における引き継ぎ	47
2. 計画の見直し	47

## 第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針

### 1. 背景と位置付け

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災等の大規模地震は、地震による直接的な人的・物的被害のみならず、その後の経済活動や社会基盤の復旧にも多大な影響を与えることが明らかになっている。また、新型コロナウイルスはじめとする、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の世界的な大流行（パンデミック）発生時には大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響をもたらすことが懸念されている。

このような大規模地震や新型インフルエンザ等によるパンデミックの発生といった非常事態時においても、被害を最小限に食い止めるとともに、限られたライフライン、人、もの、情報といった資源の中で、経済活動や社会基盤の早期復旧又は感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にすることが重要な課題である。

このため、大規模地震対応については平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」の中で、首都中枢機能の障害により、災害応急対策への支障や危機管理能力の著しい低下、適切な経済措置の欠如による被災地での経済の停滞や混乱が長引くことへの懸念が示され、首都中枢機関は、災害時の機能継続性を確保するために、事業継続計画(Business Continuity Plan: BCP)を策定することが求められた。

また、新型インフルエンザ等対応については特措法第6条第4項に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」において、各省庁は、業務継続計画(Business Continuity Plan: BCP)を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても、各省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう体制を整えることとされている。また、これを受け平成26年3月に、各省庁の業務継続計画に盛り込むべき内容や留意事項を示した「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が策定され、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を行う独立行政法人等についても、本ガイドラインを参考に業務継続計画を策定することが望ましいとされている。

このような社会的要請にともない、行政組織の活動の一翼を担う独立行政法人等においても社会影響が大きい業務の業務継続力の向上を図るため、業務継

続計画の策定が必要であると考えられる。国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、研究開発等の業務に加え、適正な計量に関わる業務、標準物質の供給等、民間の経済活動に直結する業務を多く抱え、我が国の経済・社会活動の継続を図る上で重要な責務を負っている。このため「国立研究開発法人産業技術総合研究所業務継続計画」（以下「本計画」という。）を策定し、大地震、豪雨やその他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量流出やその他大規模な事故による被害（以下、「災害」という）発生時及び新型インフルエンザ等の感染症拡大時において、国民生活に大きな影響を与える業務の継続又は早期復旧を図るために必要な取り組みを定めるものである。

本計画は、「国立研究開発法人産業技術総合研究所防災業務実施規程」、「中央災害対策本部業務マニュアル」、「つくばセンター防災業務マニュアル」、「つくばセンター防災対応マニュアル」や「つくばセンター消防計画」等（以下「防災マニュアル等」という。）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」を補完するものである。また、関係する各部署は、所内外の状況の変化等に応じて、本計画を見直し、修正を加え、必要がある場合には、防災マニュアル等及び感染症対策の基本対処方針に修正を加えるものとする。

## 2. 基本方針

産総研は「鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的」としている（国立研究開発法人産業技術総合研究所法第三条）。

産総研は大地震等の災害発生時において、適切な防災対策により二次災害の発生を防止し、訪問者を含む敷地内の職員等及び、近隣住民の安全確保に努めると共に、法令で産総研の業務とされている法定業務、事業の中断が産業及び経済活動の継続及び産総研の信頼に大きな影響を与える業務、これらの業務を支える各種の基盤業務等を「優先業務」とし、事業の継続又は早期復旧を図る。このため、想定される危機的状況に伴う被害想定の下で、優先業務ごとに可能な限り各々の目標とする時間までに、業務の再開若しくは継続的な実施が図れるよう、必要資源確保、制度的改善等を図る。また、早期復旧を必要としない一般的な研究業務やその他の業務については、地域社会の復旧状況を注視しつつ、これを阻害しない範囲で可能な限り速やかな復旧

を図る。

また、新型インフルエンザ等の感染拡大時においては、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染症対策本部を設置して、感染症拡大防止の対処方針を策定し、職員等の健康及び生命の維持を最優先にしつつ、産総研のミッションを達成するための活動と、新型インフルエンザ等の感染症拡大防止の両立を図る。

政府が策定したガイドライン<sup>\*1</sup>では業務継続計画は、本来、対象となるリスク毎に策定されるのではなく、一つの計画により想定されるリスクすべてに対応することが望ましいとされていることから、本計画では大地震などの災害と新型インフルエンザ等への対応を含めて記載する。

しかしながら、大地震などの災害と新型インフルエンザ等への対応については、表1のように被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、複数の災害が同時に発生した場合の業務継続のあり方を含めそれぞれの事象に応じて適切に対応することとする。

なお、研究開発業務は、その時々々の社会ニーズや、将来産業に大きな影響を及ぼすと考えられるシーズの発見に対して柔軟に対応し、研究開発の重点化や継続的な研究の見直し等を必要とする場合が考えられる。

したがって、本計画で定める「優先業務」「業務継続計画」及び「感染症拡大防止の対処方針」は確定的なものではなく、実際の状況に応じて対応の変更、又は計画の修正など弾力的な対応を行うとともに、それらの内容を定期的に見直し実態に即した形に変更していくものとする。

### 3. 本計画の構成

本計画は全6章で構成される。

まず、第1章では本計画の位置付けと基本方針を記述する。次いで、第2章では本計画を策定するに当たって想定する災害と被害等を記述する。これら第1章と第2章に基づき、第3章から第4章で事前の対策や災害発生時の具体的業務等を記述する。すなわち、第3章では継続すべき優先業務の抽出の考え方やその結果と対策の概要を、第4章では災害対策等を実施するための体制、職員の参集・非参集の明確化や行動の整理など、業務継続のための執務体制を記述する。第5章では、新型インフルエンザ等の感染症発生時の基本的対処方針を記述する。最後に、第6章では本計画に係る不断の訓練、見直しを通じて、業務継続性の確保方策の具体化・向上を図ることを記述する。

\*1. 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成26年3月31日）

表 1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

参考文献

- ・ 中央省庁業務継続ガイドライン第2版（首都直下地震対策）  
平成28年4月 内閣府（防災担当）
- ・ 経済産業省業務継続計画～首都直下地震への対応を中心として～  
平成20年6月 経済産業省
- ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン  
平成26年3月31日  
（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
- ・ 経済産業省新型インフルエンザ等業務継続計画  
平成29年7月 経済産業省

## 第2章 想定災害と被害等

業務継続計画は本来、地震等の災害及び新型インフルエンザ等の感染拡大のみならず、危険物災害・火災、武力攻撃・テロ、ライフライン支障等の産総研の業務継続に支障を及ぼす可能性がある災害を対象に検討すべきである。しかし、すべての種類とあらゆる規模を対象に業務継続計画を作成することは事実上不可能であることから、本計画では、想定災害として地震を設定した。また、産総研は全国に拠点を有する研究所であるが、つくば地区に最大の研究拠点を構えている。これらの理由から、本計画では、つくば市を中心とした地域が震度6強の地震に襲われた場合を想定災害とした。

なお、地震の発生時期は、厳しい条件の代表として休日の夕方18時を想定し、また、帰宅困難者への対応の検討については、平日の夕方16時を想定した。

想定災害の詳細、及びそれに伴う被害想定は、地質調査総合センターの研究者等の意見を参考にして、以下のように設定した。

### 4. 想定地震

地震：つくば市を中心とした地域が地震に襲われた場合を想定。

震度：震度6強の範囲が30km×15km程度。つくば市はほぼ全域、土浦市は中心部、つくばみらい市に被害が発生する。東京都心は震度5弱以下であり、被害は軽微とする。

被害：産総研つくばセンターのみが被災し、東京本部及びつくばセンターを除く研究拠点には被害が及ばないものとする。

余震：本震後24時間は、大小の余震が頻発、1ヶ月以内に震度5以上の余震が起きる可能性は50%以上と仮定。

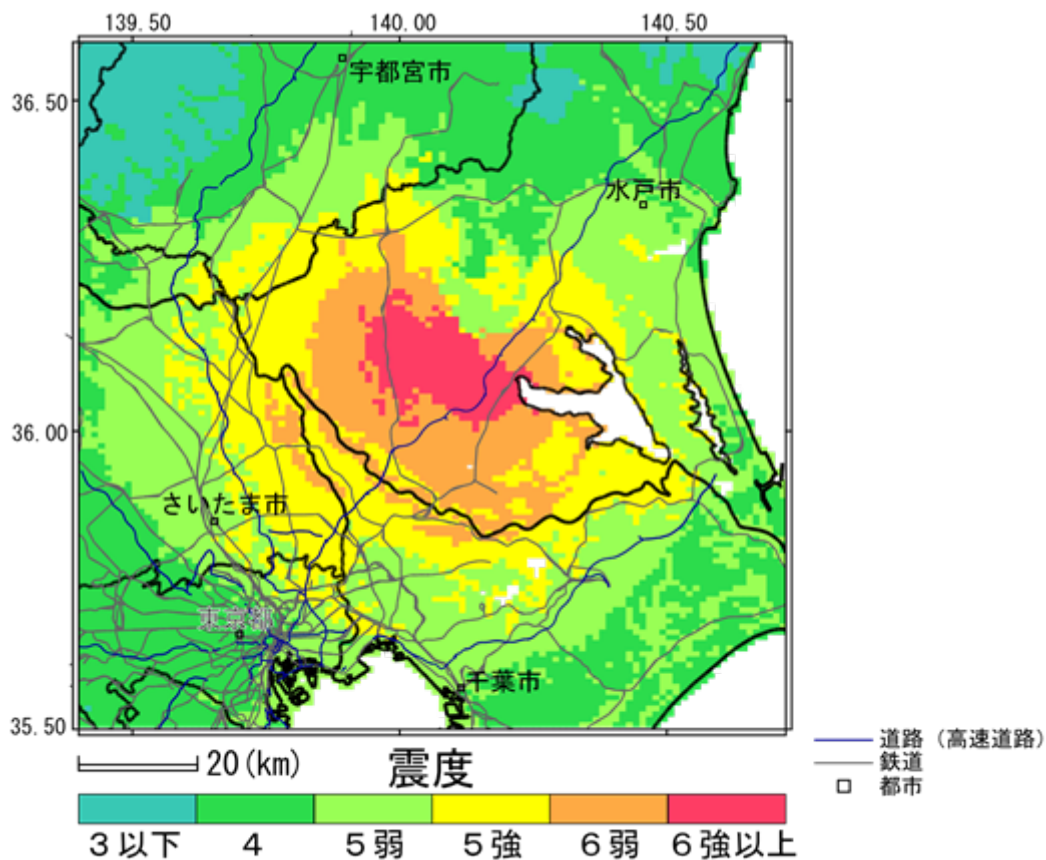


図 1-1-1 つくば直下地震による震度分布 (赤：震度 6 強以上の地域)

## 5. 地域全体及び産総研の被害とインフラの復旧予想時間

### (1) 地域全体の被害とインフラの復旧予想時間

#### ◎建物

被害：震度 6 強の地域では建物倒壊が発生。建築年 1981 年以降の建物は被害小。建築年 2000 年以降は構造被害なし。建築年 1978 年前後、耐震改修なしの公務員宿舎は居住不可。耐震改修済みの公務員宿舎は居住可能。震度 5 以上の余震発生でも被害拡大は小。

火災：延焼被害は限定的

#### ◎ライフライン

電力：3 日程度で復旧。

電話：地震直後から使用可能だが、1 週間程度は輻輳のためつながりにくい。



インターネット：地震後6日間は使用不可（経済産業省の想定に準ずる）。

水道：事業者からの供給は3日程度で復旧（経済産業省の想定に準ずる）。建物内の水漏れあり。

下水：3日程度で復旧。

都市ガス：30日程度で完全復旧。中圧管は1週間程度で復旧。二次災害なし。（ポリエチレン管は被害なし。古い低圧管は被害あり。中圧管にも一部被害。）

### ◎インフラ

高速道路：地震後3日程度は緊急車両専用。落橋は無し。盛土の沈下等は発生。

一般道：地震後1週間程度は渋滞発生。使用不可の橋は発生するが迂回路は確保。

鉄道：つくばエクスプレスは脱線で3日間運休。構造物被害は軽微。常磐線は盛土被害・脱線のため3日間運休。

### （2）産総研つくばセンターの被害とインフラの復旧予想時間

#### ◎設備

建物：耐震改修済みの建物は被害軽微。未改修の建物は被害大となる可能性があるが、リスクを許容して被害軽微と仮定。含アスベスト吹き付けのある部屋は入室困難。震度5以上の余震発生でも被害拡大は小と仮定。耐震未改修の建物も倒壊の可能性はないと仮定。

建物内：室内は物が散乱。高層階ほど被害状況が悪化。耐震設置基準を満たさない機器・設備は移動・破損。

構内道路：凹凸が発生するが通行可。

周辺の被害：大通り沿いの建物被害は限定的。道路閉塞なし。延焼火災なし。つくばでの帰宅困難者は限定的。外勤者は当日中の帰宅不可。

#### ◎ライフライン

電力：部屋のブレーカーまで1～2週間で復旧（供給が復旧するまで、優先業務の継続・復旧のためには非常用発電機等の使用可）。

電話：地震直後から使用可能だが1週間程度はつながりにくい。

安 否 確 認 シ ス テ ム：使用可（環境安全部で管理）。

インターネット：地震後6日間は使用不可。

水 道：事業者からの供給は3日程度で復旧（水漏れが無いことを確認後、順次供給）。

下 水：3日程度で復旧。ただし、研究廃水施設は1～3ヶ月間使用不可（その間、優先業務等の実施に関しては廃水用ポリタンク等を利用可）。

ト イ レ：水道と下水が復旧（3日程度）するまで使用不可（その間は簡易トイレを使用）。

都 市 ガ ス：漏れ等の安全確認後復旧（1ヶ月以上）。

### 第3章 継続すべき優先業務

#### 1. 基本的考え方

防災マニュアル等では、地震、豪雨やその他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量流出やその他大規模な事故による災害が発生した場合の産総研が行う防災業務の基本となるべき事項について定めている。つくばセンターが災害に見舞われた場合でも、災害対策本部の設置や二次災害を最小化するための防火・防災に関わる業務等、防災マニュアル等で定められている業務は最優先で取り組むべきものである。これらの業務に加え、産総研で行っている業務のうち、災害時においても優先度の高い業務については、限られた人的・物的資源を集中的に投入することで継続的实施又は早期の再開を図るものとし、より安全・安心な社会の構築や経済・社会活動に貢献する体制を整備する。

#### 2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出

産総研で行っている業務のうち、災害時においても継続又は早期の再開が真に必要な業務を「優先業務」と定義した。

産総研で行っている業務のうち、もっとも重要なものは研究開発そのものである。これを遂行するための重要なリソースは、人的資源、実験装置などの設備、及び創成された実験データなどを含む知的財産物であり、災害時においてもこれらの保全が重要となる。しかし、これらの保全は、産総研で別途定めた防災マニュアル等や情報セキュリティポリシー、あるいは、研究ユニット等で個別に作成したマニュアル等に基づき、日常的に対策を行うべきものであるため、今回の優先業務として明示的に取り上げないこととした。

具体的に優先業務を抽出するに当たっては、まず、以下のA～Cの観点から産総研で行っている業務を分類した。

- A 産総研の業務とされている法定業務等
- B 産業及び経済活動の継続に大きな影響を与える業務
- C 産総研の信頼を大きく失墜する可能性のある業務

次いで、それぞれの業務について、想定災害の発生後、業務停止による国民生活、経済・社会活動等への影響度を評価した。なお、影響度の評価基準は、平成19年6月に発表された「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版」（図表2-2-1）を参考にした。

最後に、業務停止の影響度の評価の結果、1ヶ月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を優先業務として抽出した。

さらに、A～Cの項目に属する優先業務を継続あるいは復旧させるために、産総研内のインフラで必要不可欠なものがある。そこで、以下のDの観点からも業務を分類し、A～Cに属する優先業務への寄与度を評価して優先業務を抽出した。

#### D 災害時にA～Cの優先業務を支える基盤となる業務

抽出された優先業務と、それを掌握する部門等を表2-2-2と表2-2-3に示す。なお、観点がA～Cの複数の項目に当たる優先業務については、いずれか1つの項目で整理した。

表2-2-1 「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社会的影響はわずかにとどまる。</u></li> <li>・ <u>ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>若干の社会的影響が発生する。</u></li> <li>・ <u>しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社会的影響が発生する。</u></li> <li>・ <u>社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>相当の社会的影響が発生する。</u></li> <li>・ <u>社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>甚大な社会的影響が発生する。</u></li> <li>・ <u>大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。</u></li> </ul>

平成28年4月「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版」より抜粋)

表 2-2-2 優先業務と業務を掌握する部門等 (1)

優先業務の分類	優先業務名	影響の重大性の評価	業務を主に担当する部等
A 産総研の業務とされている法定業務等	A 1 適正な計量に係る業務	Ⅳ	計量標準総合センター
	A 2 計量教習業務	Ⅳ	計量標準総合センター
	A 3 地下水等観測及び観測データ提供業務	Ⅲ	地質調査総合センター
B 産業及び経済活動の継続に大きな影響を与える業務	B 1 標準物質の供給業務	Ⅲ	計量標準総合センター
C 産総研の信頼を大きく失墜する可能性のある業務	C 1 対外的な支払業務	Ⅲ	総務本部 経理部
	C 2 HP、SNS等による情報発信	Ⅳ	広報部

表 2-2-3 優先業務と業務を掌握する部門等 (2)

優先業務の分類	優先業務名	A～Cに属する優先業務への寄与	業務を主に担当する部等
D 災害時にA～Cの優先業務を支える基盤となる業務	インターネット接続の提供	すべて	セキュリティ・情報化推進部
	所内ネットワークの提供	すべて	
	イントラ業務システムの提供	C 1	
	電話システムの提供 (固定電話・携帯電話)	すべて	

A～Cの項目に属する優先業務は、適正な計量に係る業務、計量教習業務、地下水等観測及び観測データ提供業務、標準物質の供給業務、緊急を要する対外的な支払業務、HP等による産総研の事故状況発信である。また、Dの項目に属する優先業務は、インターネット接続の提供、所内ネットワークの提供、イントラ業務システムの提供に係わる業務である。

なお、平常時において産総研で行っている業務のうち、優先業務に該当しない業務を一般業務とすることとした。一般業務を遂行するための重要なリソースの災害における保全、すなわち、人的資源、実験装置などの設備、及び創成された実験データなどを含む知的財産物の保全は、産総研で別途定めた防災マニュアル、情報セキュリティポリシー等に基づいて日常的に対策を行うものとする。

また、災害後の一般業務の実施については、各事業所、部門又は各室、グループにおいて、必要に応じて、被災後の業務の実施手順、連絡先情報、復旧に向けた機器・装置の安全確認や法令に従った申請手続き等の事項について整理したマニュアルなどを整備して、事前・事後対応を図るものとする。

### 3. 優先業務

「優先業務」は、産総研の業務とされている法定業務及び、業務の中断が産業及び経済活動の継続や産総研の信頼に大きな影響を与える業務、これらの業務を支える各種の基盤業務等である。災害時においても、これら優先業務の継続又は早期再開を図るため、事前対策及び被災後の対応を検討し、整備することとした。

以下に、優先業務を、掌握する部門等ごとに分類して概要を説明し、それらの詳細及び対策は同様に第6章に記載する。

#### (1) 計量標準総合センター

計量標準総合センターは、計量法等で定めるところの産総研の業務を行っている。また、メートル条約、OIML条約の加盟国の国家計量標準機関としての役割も担っている。

以下の優先業務を所掌する。

##### ○適正な計量に係る業務

(型式承認試験、基準器検査、検定、比較検査、特定標準器による校正、関連する試験・校正)

- 計量教習業務
- 標準物質の供給業務

地震発生後、計量法に基づく適正な計量に係る業務においては、復旧時期は機器や設備の破損状況に大きく依存するが、事前の耐震・防災対策等を十分に行うことで、概ね1ヶ月～6ヶ月後の業務再開を目指す。また、利用者に不利益が生じないように、適時主務官庁と協議を行う。計量教習業務においては、講師と教習生の安全確保に重点を置き、必要に応じ実習等の教習内容の代替措置を検討する。標準物質の供給業務においては、冷蔵冷凍設備を始めとする保管設備の耐震・防災対策を施すことで、概ね1ヶ月～3ヶ月後の頒布再開を目指す。

## (2) 地質調査総合センター

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等に基づき、地質調査総合センターでは、南海トラフ周辺の地殻活動をモニタリングするために地下水、ひずみ等の観測データをリアルタイムで収集し、電話回線等を通じて気象庁に提供する業務を実施している。

以下の優先業務を所掌する。

### ○地下水等観測及び観測データ提供業務

地震発生後は、各観測点と産総研及び気象庁を結ぶ通信回線の確認と共に、地下水等観測データ処理システムへの電源の確保を行い、業務の継続を図る。

## (3) 総務本部経理部

経理部は、契約相手方との契約行為に基づき、確実な履行確認及び検収が完了した案件について、EB(エレクトロニックバンキング)方式を利用し、支払い業務を行っている。

### ○対外的な支払業務

地震発生後は、つくばセンターにおいて支払業務への対応の可否を判断し、対応不可の場合は状況に応じて銀行窓口にて支払いを行う。なお、被災後最初の対外的な支払いは、一週間を目処に開始する。

#### (4) セキュリティ・情報化推進部

セキュリティ・情報化推進部は産総研ネットワーク、イントラ業務システム、情報機器（電話機等）の運用管理、情報セキュリティ、仮想サーバ基盤に関する業務を行っている。

以下の優先業務を所掌する。

○インターネット接続の提供

○所内ネットワーク、イントラ業務システム、電話システムの提供

地震発生後、地域センターのインターネット接続は、バックアップ回線を用いて半日後～1日後を目標に接続を再開し、地域センター間の所内ネットワーク接続を可能な範囲で継続する。イントラ業務システムは、非常用発電機が稼働可能な最大18時間以内に安全に停止し、電力供給の復旧後にシステムを起動し通常稼働を再開する。

電力供給の復旧後、つくばセンターのインターネット接続を再開するとともに、バックアップ回線からつくばセンター回線へ切り替え、つくばセンター内の所内ネットワーク接続及び地域センターとの接続を再開する。電話システムの提供は可能な限り継続する。

#### (5) 広報部

広報部は、マスメディアを通じた広報に関すること、情報ネットワークを用いた発信等を行っている。

以下の優先業務を所掌する。

○災害対策本部がとりまとめる被害報の記者會への連絡、HP、SNS等による発信

○報道発表及び会見ができる体制の整備

地震発生後、災害対策本部がとりまとめる産総研の被災状況や復旧状況等について、被災していない地域センターのインターネット回線復旧後（1日～3日後）に、地域センターの職員を通じて、HP等による外部発信を開始する。また、大震災発災時にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用した情報発信が有効であったことに鑑み、発災時の情報発信・提供手段として、HPの活用に加え、Twitterを活用し、積極的な情報公開・提供



を実施する。

必要に応じて、地震の発生後 1 時間を目途に、災害対策本部がとりまとめる被害報を記者会に貼り出す。必要に応じて、報道発表及び会見ができる体制を整える。

## 第4章 優先業務継続のための対策

地震発生後、防災マニュアル等（「災害発生時報告マニュアル」、「つくばセンター防災業務マニュアル」及び「施設維持・復旧マニュアル」）に従って、速やかに職員等の安否確認と施設・設備の点検・復旧を行う。

地震がおさまり、ライフライン（電気・水道など）および施設の基本インフラ（廃水処理設備など）が復旧した後に、以下の優先業務を順次復旧する。

### 1. 計量標準総合センター

#### （1）業務内容

計量標準総合センターは、国内的には計量法、及び同法に基づき制定された計量法施行令、等に定められた産総研の業務を実施している。また、国際的には、メートル条約（単位の確立と国際的な普及のための条約）ならびにOIML条約（国際法定計量機関を設立するための条約）の加盟国の国家計量標準機関として果たすべき役割を担っている。これら業務のうち、産総研の業務とされている法定業務として以下の業務を優先業務とする。

- ・ 型式承認試験
- ・ 基準器検査
- ・ 検定
- ・ 比較検査
- ・ 特定標準器による校正
- ・ 関連する試験・校正
- ・ 計量教習業務

加えて、災害時の業務停止が産業及び経済活動の継続に大きな影響を与えると考えられる以下の業務を優先業務とする。

- ・ 標準物質の供給業務

#### <参考>

・ 適正な計量に係る業務：

- ①型式承認試験：タクシーメーター、非自動はかり、自動はかり、水道メーター、温水メーター、燃料油メーター、液化石油ガスメーター、ガス

メーター、アネロイド型圧力計、アネロイド型血圧計、抵抗体温計、ガラス製体温計、積算熱量計、照度計。

- ②基準器検査：基準巻尺、特級基準分銅、基準手動天びん、基準直示天びん、基準台手動はかり、基準ガラス製温度計、基準フラスコ、基準ビュレット、基準ガスメーター、基準水道メーター、基準燃料油メーター、基準タンク、基準体積管、基準液柱型圧力計、基準重錘型圧力計、血圧計用基準圧力計、基準静電型マイクロホン、基準サーボ式ピックアップ、基準密度浮ひょう、液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計、基準酒精度浮ひょう、基準比重浮ひょう、基準重ポーム度浮ひょう。
- ③検定：ガラス製温度計（200℃を超えるもの）。
- ④比較検査：酒精度浮ひょう。
- ⑤特定標準器による校正：特定標準器による校正（特定二次標準器の校正）、特定標準器による校正（特定副標準器の校正）。
- ⑥関連する試験・校正：国立研究開発法人産業技術総合研究所依頼試験規程に定められた、型式承認試験に関連する試験、OIML適合性試験に関連する試験、特定標準器による校正に関連する校正。

・計量教習業務：

9項目の法定業務、一般計量教習、一般計量特別教習、環境計量特別教習（濃度関係）、環境計量特別教習（騒音・振動関係）、環境計量講習（濃度関係）、環境計量講習（騒音・振動関係）、短期計量教習、特定教習、指定検定機関の検定に関する講習。

・標準物質の供給業務：

認証標準物質の供給。計量法に基づく特定標準物質製造用、一般頒布用。

（2）権限委任

計量標準総合センターは、災害時に迅速に対応し上記優先業務の継続・復旧等の作業に当たる。継続・復旧等の作業の意思決定に係る指揮権は、下記の第一順位の者が持つが、連絡が取れない等不測の事態においては、下記の順位に従って対応可能な者に自動的に委任されるものとする。

第一順位 計量標準総合センター長

第二順位 計量標準総合センター 研究戦略部長

第三順位 計量標準総合センター 計量標準普及センター長

第四順位 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門長

第五順位 計量標準総合センター 計量標準普及センター標準供給保証室長

### (3) 参集要員の指定

事業所長からの指示に従い、あらかじめ指定された以下の職員がつくば中央第三事業所の指定された場所に速やかに参集することとする。

- ・ 計量標準総合センター長
- ・ 計量標準総合センター 研究戦略部長
- ・ 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門長
- ・ 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹（法定計量業務担当）
- ・ 計量標準総合センター 物理計測標準研究部門長
- ・ 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門長
- ・ 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター 計量標準調査室長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準供給保証室長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準物質認証管理室長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター 法定計量管理室長
- ・ 計量標準総合センター 計量標準普及センター 計量研修センター長

また、計量標準総合センターにおける指揮系統からのメール等による指示のあった者は、指定場所に参集することとする。

- ・ 工学計測標準研究部門、物理計測標準研究部門、物質計測標準研究部門、分析計測標準研究部門の副部門長、総括研究主幹、グループ長
- ・ 計量研修センターの副センター長、総括主幹、研究主査

なお、参集にあたっては、家族の安否と安全を確認した後、交通経路等の安全に十分配慮しながら移動するものとする。

### (4) 復旧目標と対策・対応

災害時等に迅速に対応するため、各居室、実験室等に緊急連絡先を掲示し、また、産総研緊急時連絡体制に計量標準総合センター長を登録し、平常時から連絡体制を整えている。

災害時における計量標準業務の管理については、性格の異なる業務分類ごとに以下の3つの観点で対策・対応が重要である。

- 1) 基準器検査・型式承認・検定・比較検査・校正試験・依頼試験などの実施業務においては、復旧に要するコストや時間は、使用する機器や設備の破損状況によって変化するが、事前の耐震・防災対策が重要。また、利用者に不利益が生じないよう適時主務官庁と協議を行う。
- 2) 計量教習業務においては、講師と教習生が安全かつ容易にアクセス可能な会場の手配と実習等の教習内容の代替措置を検討するなどの対策・対応が重要。
- 3) 標準物質の供給業務においては、冷蔵冷凍により品質を保持している標準物質が多いことから、冷蔵冷凍設備及び保管設備並びに分散保管の仕組みをあらかじめ整備することで継続性を確保する対策・対応が重要。

災害時は、上記の2)、3)については主に即時性、即応性をもった対応が求められ、1)については1ヶ月～6ヶ月の中長期的な視点での対応も求められることを考慮し、災害前後に表3-1-1及び表3-1-2の対策を行うものとする。

表 3-1-1 災害前後の対策

業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
型式承認 試験	計量標準総合センター (つくば中央第二事業所、つくば中央第三事業所、つくば北サイト)	・ 通路等（居室・実験室）の整理整頓	・ 事業所による安全確認後入室開始 ・ 通路等（居室・実験室）の状況確認 ・ 人員の確保
	型式承認試験装置	・ 耐震固定の確認 ・ 整理整頓	・ 試験設備の点検と電源の復旧 ・ 人員の確保
	EMC試験装置	・ 耐震固定の確認 ・ 整理整頓	・ 試験設備の点検と電源の復旧 ・ 人員の確保
	預かり器物	・ 保管状況の確認 ・ 耐震固定の確認	・ 状況確認
	研究業務管理システム（研究業務用PC、ソフト、データ等）	・ バックアップを含めた定期メンテナンス ・ 耐震固定の確認	・ 状況確認 ・ 正常動作の確認 ・ 人員の確保
	事務業務管理システム（事務業務用PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等）	・ バックアップを含めた定期メンテナンス ・ 耐震固定の確認	・ 状況確認 ・ 正常動作の確認 ・ 人員の確保
	インフラ設備	・ 利用状況の確認	・ 電源の復旧確認 ・ ガス・水道の復旧確認 ・ 特ガスの復旧確認 ・ イントラの復旧確認
基準器検査	計量標準総合センター (つくば中央第二	・ 通路等（居室・実験室）の整理整頓	・ 事業所による安全確認後入室開始 ・ 通路等（居室・実

業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
	事業所、つくば中央第三事業所、つくば北サイト)		験室) の状況確認 ・ 人員の確保
	基準器検査試験装置	・ 耐震固定の確認 ・ 整理整頓	・ 試験設備の点検と電源の復旧 ・ 人員の確保
	預かり器物	・ 保管状況の確認 ・ 耐震固定の確認	・ 状況確認
	研究業務管理システム (研究業務用 PC、ソフト、データ等)	・ バックアップを含めた定期メンテナンス ・ 耐震固定の確認	・ 状況確認 ・ 正常動作の確認 ・ 人員の確保
	事務業務管理システム (事務業務用 PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等)	・ バックアップを含めた定期メンテナンス ・ 耐震固定の確認	・ 状況確認 ・ 正常動作の確認 ・ 人員の確保
	インフラ設備	・ 利用状況の確認	・ 電源の復旧確認 ・ ガス・水道の復旧確認 ・ 特ガスの復旧確認 ・ イントラの復旧確認
検定	計量標準総合センター (つくば中央第二事業所、つくば中央第三事業所、つくば北サイト)	・ 通路等 (居室・実験室) の整理整頓	・ 事業所による安全確認後入室開始 ・ 通路等 (居室・実験室) の状況確認 ・ 人員の確保
	検定装置	・ 耐震固定の確認 ・ 整理整頓	・ 試験設備の点検と電源の復旧 ・ 人員の確保
	預かり器物	・ 保管状況の確認	・ 状況確認

業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
		・耐震固定の確認	
	研究業務管理システム（研究業務用PC、ソフト、データ等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	事務業務管理システム（事務業務用PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	インフラ設備	・利用状況の確認	・電源の復旧確認 ・ガス・水道の復旧確認 ・特ガスの復旧確認 ・イントラの復旧確認
比較検査	計量標準総合センター （つくば中央第二事業所、つくば中央三事業所、つくば北サイト）	・通路等（居室・実験室）の整理整頓	・事業所による安全確認後入室開始 ・通路等（居室・実験室）の状況確認 ・人員の確保
	比較検査装置	・耐震固定の確認 ・整理整頓	・試験設備の点検と電源の復旧 ・人員の確保
	預かり器物	・保管状況の確認 ・耐震固定の確認	・状況確認
	研究業務管理システム（研究業務用PC、ソフト、データ等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	事務業務管理システム（事務業務用	・バックアップを含めた定期メンテナ	・状況確認 ・正常動作の確認



業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
	PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等)	ス ・耐震固定の確認	・人員の確保
	インフラ設備	・利用状況の確認	・電源の復旧確認 ・ガス・水道の復旧確認 ・特ガスの復旧確認 ・イントラの復旧確認
特定標準器による校正	計量標準総合センター (つくば中央第二事業所、つくば中央第三事業所、つくば北サイト)	・通路等（居室・実験室）の整理整頓	・事業所による安全確認後入室開始 ・通路等（居室・実験室）の状況確認 ・人員の確保
	校正・依頼試験装置	・耐震固定の確認 ・整理整頓	・試験設備の点検と電源の復旧 ・人員の確保
	預かり器物	・保管状況の確認 ・耐震固定の確認	・状況確認
	研究業務管理システム（研究業務用PC、ソフト、データ等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	事務業務管理システム（事務業務用PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	インフラ設備	・利用状況の確認	・電源の復旧確認 ・ガス・水道の復旧確認 ・特ガスの復旧確認

業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
			・イントラの復旧確認
関連する試験・校正	計量標準総合センター (つくば中央第二事業所、つくば中央第三事業所、つくば中央第五事業所、つくば東事業所、つくば北サイト)	・通路等（居室・実験室）の整理整頓	・事業所による安全確認後入室開始 ・通路等（居室・実験室）の状況確認 ・人員の確保
	校正・依頼試験装置	・耐震固定の確認 ・整理整頓	・試験設備の点検と電源の復旧 ・人員の確保
	預かり器物	・保管状況の確認 ・耐震固定の確認	・状況確認
	研究業務管理システム（研究業務用PC、ソフト、データ等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	事務業務管理システム（事務業務用PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等）	・バックアップを含めた定期メンテナンス ・耐震固定の確認	・状況確認 ・正常動作の確認 ・人員の確保
	インフラ設備	・利用状況の確認	・電源の復旧確認 ・ガス・水道の復旧確認 ・特ガスの復旧確認 ・イントラの復旧確認
計量教習業務	計量標準総合センター	・通路等（居室・実験室）の整理整頓	・事業所による安全確認後入室開始

業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
	(つくば中央第一事業所さくら館、つくば中央第五事業所5-10棟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難な講師・受講生の避難および宿泊場所の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路等（居室・実験室）の状況確認</li> <li>・人員の確保</li> <li>・帰宅困難な講師・受講生の避難および宿泊場所の確保と帰宅支援</li> </ul>
	教習関連実習機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震固定の確認</li> <li>・整理整頓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習機器の点検と電源の復旧</li> <li>・人員の確保</li> </ul>
	事務業務管理システム（事務業務用PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップを含めた定期メンテナンス</li> <li>・耐震固定の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況確認</li> <li>・正常動作の確認</li> <li>・人員の確保</li> </ul>
	インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の復旧確認</li> <li>・ガス・水道の復旧確認</li> <li>・特ガスの復旧確認</li> <li>・イントラの復旧確認</li> </ul>
標準物質の供給業務	計量標準総合センター (つくば中央第三事業所、つくば中央第五事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路等（居室・実験室）の整理整頓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所による安全確認後入室開始</li> <li>・通路等（居室・実験室）の状況確認</li> <li>・人員の確保</li> </ul>
	冷凍設備（3-10棟前倉庫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間メンテ対応</li> <li>・耐震固定の確認</li> <li>・非常用電源への接続状況の確認（年1回）</li> <li>・コードリールの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の復旧確認</li> <li>・標準物質の状態確認</li> <li>・人員の確保</li> </ul>

業務分類	建物名又は装置名	事前対策	事後対策
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設発電機の試運転</li> </ul>	
	一部標準物質の分散保管（関西センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷凍冷蔵設備の設置と稼働状況の定期確認</li> <li>・ 標準物質の移動</li> <li>・ 24時間温度モニタリングと異常時自動メール配信</li> <li>・ 関西センター関係者との作業分担と情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準物質のつくばセンターへの移動</li> <li>・ 標準物質の状態確認</li> </ul>
	研究業務管理システム（研究業務用PC、ソフト、データ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックアップを含めた定期メンテナンス</li> <li>・ 耐震固定の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況確認</li> <li>・ 正常動作の確認</li> <li>・ 人員の確保</li> </ul>
	事務業務管理システム（事務業務用PC、ソフト、データ、事務機器、書棚等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックアップを含めた定期メンテナンス</li> <li>・ 耐震固定の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況確認</li> <li>・ 正常動作の確認</li> <li>・ 人員の確保</li> </ul>
	インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源の復旧確認</li> <li>・ ガス・水道の復旧確認</li> <li>・ 特ガスの復旧確認</li> <li>・ イントラの復旧確認</li> </ul>

表3-1-2 復旧目標と作業

業務分類	期間	個別の作業と目標
型式承認 試験	被災直後 ～1ヶ月	<p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> </ul> <p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験設備（型式承認試験装置及びEMC試験設備等）の確認、点検、修理</li> </ul> <p>【主務官庁との協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告</li> <li>・既に申請受付を行ったものが法定処理期間（特定計量器検定検査規則第71条）を超えることが予想される場合は対応を協議</li> </ul>
	1ヶ月～ 3ヶ月	<p>【通常業務開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul>
基準器検査	被災直後 ～1ヶ月	<p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> </ul> <p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験設備（基準器検査等）の確認、点検、修理</li> </ul> <p>【主務官庁との協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告・既に申請受付を行ったものが法定処理期間（基準器検査規則第26条）を超えることが予想される場合は対応を協議</li> </ul>
	1ヶ月～ 3ヶ月	<p>【通常業務開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul>
検定	被災直後 ～1ヶ月	<p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> </ul>

業務分類	期間	個別の作業と目標
		<p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験設備（検定等）の確認、点検、修理</li> </ul> <p>【主務官庁との協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告・既に申請受付を行ったものが法定処理期間（特定計量器検定検査規則第71条）を超えることが予想される場合は対応を協議</li> </ul>
	1ヶ月～3ヶ月	<p>【通常業務開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul>
比較検査	被災直後～1ヶ月	<p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> </ul> <p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験設備（比較検査装置等）の確認、点検、修理</li> </ul> <p>【主務官庁との協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告</li> <li>・既に申請受付を行ったものが法定処理期間（特定計量器検定検査規則第994条）を超えることが予想される場合は対応を協議</li> </ul>
	1ヶ月～3ヶ月	<p>【通常業務開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul>
特定標準器による校正	被災直後～1ヶ月	<p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> </ul> <p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験設備（校正・依頼試験等）の確認、点検、修理</li> </ul> <p>【主務官庁との協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告</li> </ul>

業務分類	期間	個別の作業と目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務再開までに校正証明等を必要とする場合については外部サービス（国内・国外）の利用を推奨、ただし、適当な外部サービスが無い場合は、必要に応じて主務官庁と対応を協議</li> <li>【申請受付の停止と告知・連絡】</li> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> <li>【復旧作業】</li> <li>・試験設備（校正・依頼試験等）の確認、点検、修理</li> <li>【主務官庁との協議】</li> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告</li> <li>・業務再開までに校正証明等を必要とする場合については外部サービス（国内・国外）の利用を推奨、ただし、適当な外部サービスが無い場合は、必要に応じて主務官庁と対応を協議</li> </ul>
	1ヶ月～6ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>【通常業務開始】</li> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul>
関連する試験・校正	被災直後～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>【申請受付の停止と告知・連絡】</li> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> <li>・申請器物の確認と安否連絡</li> <li>【復旧作業】</li> <li>・試験設備（校正・依頼試験等）の確認、点検、修理</li> <li>【主務官庁との協議】</li> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告</li> <li>・業務再開までに校正証明等を必要とする場合については外部サービス（国内・国外）の利用を推奨、ただし、適当な外部サービスが無い場合は、必要に応じて主務官庁と対応を協議</li> </ul>

業務分類	期間	個別の作業と目標
	1ヶ月～ 6ヶ月	<p>【通常業務開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul>
計量教習 業務	被災直後 ～1ヶ月	<p>【講師・受講生の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難な講師・受講生の避難および宿泊場所の確保と帰宅支援</li> </ul> <p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> </ul> <p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教習設備、実習機器の確認、点検、修理</li> </ul> <p>【主務官庁との協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の報告と復旧の進捗報告</li> <li>・通常設備での業務再開までに研修を行う必要が生じた場合には、外部設備の利用も検討、ただし、適当な外部設備が無い場合は、必要に応じて主務官庁と対応を協議</li> </ul>
	1ヶ月～ 3ヶ月	<p>【通常業務開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧状況の報告と申請受付再開の告知</li> <li>・復旧予定の提示と顧客対応</li> </ul> <p>(ただし、実習機器・教習設備の破損に伴い、実習等の代替措置が必要な場合には、その準備の間、教習を延期)</p>
標準物質 の供給業 務	被災直後 ～1ヶ月	<p>【申請受付の停止と告知・連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付の一時停止と、被害状況の把握</li> <li>・停止の告知と被害状況の報告</li> </ul> <p>【復旧作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機等を有する場合、これを運用した冷凍庫・冷蔵庫の機能維持</li> <li>・電源復旧を待ってから冷蔵冷凍庫の動作確認と標準物質の保管状況確認（劇物・危険物の容器の破損の恐れがあるため、防護服・防毒マスク等の着用が</li> </ul>



業務分類	期間	個別の作業と目標
		必要) ・ 温湿度履歴の確認 ・ 容器の破損があった場合は、コンタミネーションの有無を確認する。コンタミネーションがあったものは分別して取り除く
	1ヶ月～ 3ヶ月	<b>【通常業務開始】</b> ・ 容器の損傷が無かった物は、必要に応じた安定性評価の後に頒布を再開 ・ 復旧状況の報告と申請受付再開の告知 ・ 復旧予定の提示と顧客対応

(5) BCP改善に向けての工程及び達成目標

必要に応じて、内容・目標復旧時間等を見直す。

## 2. 地質調査総合センター

### (1) 業務内容

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び気象業務法に基づく南海トラフ地震に関連する情報の発表の的確な遂行のため、同法に基づいた南海トラフ沿いの地震に関連する評価検討会要項で、南海トラフ沿いの地震に関連する評価検討会（以下、「評価検討会」という。）が設置されている。評価検討会では南海トラフ地震の発生の可能性の平常時と比べた相対的な高まりについての評価・検討のため、南海トラフ及びその周辺の地域における観測データの監視・解析、整理等を行うことが規定され、気象庁から産総研への依頼に基づき、地質調査総合センターの職員が評価検討会において産総研の観測データの説明を依頼されている。

上記に基づき、産総研では、南海トラフ沿いの地殻活動モニタリングのため、四国から東海地方にかけて約26箇所地下水等の監視・解析、整理等を行なっている。約26箇所取得した観測データは、24時間・リアルタイムで、関西センターを中継してつくばセンターに電話回線等で送られる。それらデータはリアルタイムで気象庁に送信・提供され、気象庁では24時間監視を行なっている。なお、気象庁は、これらのデータの一部に基づき南海トラフ地震臨時情報を発表することになっており、他のデータについても南海トラフ沿いの地震に関連する評価検討会が招集された場合に参考データとして用いられる。

産総研が担う「地質の調査」業務のうち、国の防災対応に必要とされ、災害時といえども事業の継続が必要な南海トラフ沿いの地殻活動モニタリングを目的とした観測データの収集と提供に関する以下の業務を優先業務とする。

- ・ 地下水等観測及び観測データ提供業務

### (2) 権限委任

地質調査総合センターは、災害時に迅速に対応し、上記優先業務の継続・復旧等の作業にあたる。また、継続・復旧作業に関する指揮命令系統を以下のように設定する。なお、連絡が取れない場合等の不測の事態においては、意思決定に係わる権限は、下位の順位に従って対応可能な者に自動的に委任されるものとする。

第一順位 地質調査総合センター長

第二順位 地質調査総合センター研究戦略部長

第三順位 活断層・火山研究部門長

### (3) 参集要員の指定

事業所長からの指示に従い、あらかじめ指定された以下の職員はつくば中央第七事業所内の指定された場所に参加する。

また、地震地下水研究グループ員の中で、本業務に関する指揮系統（活断層・火山研究部門長等）からのメール等による指示のあった者は、上記の指定場所に参加する。

- ・地質調査総合センター長
- ・地質調査総合センター 研究戦略部長
- ・地質調査総合センター 研究戦略部 研究企画室長
- ・地質調査総合センター 活断層・火山研究部門長
- ・地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 地震地下水研究グループ長

なお、参加にあたっては、家族の安否と安全を確認した後、交通経路等の安全に十分配慮しながら移動する。

### (4) 復旧目標と対策・対応

産総研緊急時連絡体制に計量標準総合センター長を登録し、平常時から連絡体制を整えている。

災害時における南海トラフ沿いの地殻活動モニタリング関連の地下水等観測データの欠落によって、南海トラフ沿いの地殻活動モニタリング精度が低下した場合、産業・社会の安全・安心を阻害することになるため、可能な限り本業務の継続又は早期復旧をはかる。南海トラフ沿いの地殻活動モニタリング関連の地下水等観測データの収集には地下水等観測データ処理システムの正常な稼働が必須である。観測データは各観測点→関西センター→つくばセンター→気象庁の経路で通信されるため、各観測点と関西センターを結ぶ通信回線、関西センターとつくばセンターを結ぶ通信回線、及び電源の確保が必須である。

本計画の想定は、つくば地区での地震を想定したものであるから、各観測点での測定及び各観測点→関西センターの常時接続は可能なものとする。通常の電源が確保されない場合（電気設備点検等のための計画停電時と同様）、つくば地区の地下水等観測データ処理システムが使用不可能となる。

しかしながら、つくば中央に非常用電源が確保できれば、処理システムを稼働させ、関西センターとの通信が可能である。また、つくばセンター→気象庁の通信回路は、専用回線で直接接続しているので、非常時でも信頼性が高い。

したがって、通信回線が使用できる場合、事業の継続には、処理システムの保全とつくば中央の非常用電源の確保がもっとも重要な要素となる。以上の点も考慮し、災害時には表3-2-1及び表3-2-2に示す措置を講ずる。

表3-2-1 災害前後の対策

	事前対策	事後対策
つくば中央	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内の整理整頓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所による安全確認後入室開始</li> <li>・人員の確保</li> </ul>
地下水等観測データ処理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免震システムの導入</li> <li>・処理システムの二重化</li> <li>・事後対策マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入室後処理システムの確認。故障していればハードウェア・ソフトウェアの復旧作業の開始</li> </ul>
電源供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の電源システムの把握・確認</li> <li>・事後対策マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源確保の確認</li> <li>・確保されていない場合には電源供給ラインの確認後、非常用電源への切換及び非常用電源の維持</li> </ul>
通信回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後対策マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信回線確保の確認</li> <li>・各観測点と関西センターとの通信が不可の場合には早期復旧を要請</li> </ul>

表 3-2-2 復旧目標と作業

業務	時間	個別の作業と目標
地下水等観測及び観測データ提供業務	6時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば中央内の確認</li> <li>・処理システムの稼働確認、処理システムが稼働していない場合には関西センター設置のバックアップシステムを活用する</li> <li>・電源供給の確認、電源が確保できていない場合には電源ラインの確認の後、非常用電源又は仮設電源等の速やかな確保</li> <li>・通信回線の確認、観測点との通信の確認、不通ならば電話会社に修理を依頼</li> </ul>
	1日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理システムに異常がなく、通信も正常で、少なくとも非常用又は仮設電源が確保されていれば、仮復旧としての運用開始</li> </ul>
	1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等が通常運用可能かの確認</li> <li>・通常運用開始</li> </ul>

(5) BCP改善に向けての工程及び達成目標  
必要に応じて、内容・目標復旧時間等を見直す。

### 3. 経理部

#### (1) 業務内容

産総研の支払債務は、産総研と契約相手方との契約行為に基づき、その結果としての確実な履行確認及び検収のもとに発生する。

このように発生した支払債務は産総研全域を総括して、つくば中央第一事業所本部・情報技術共同研究棟（以下「本部情報棟」という。）におかれた総務本部経理部が集計し、EB（エレクトロニックバンキング）方式により、契約相手方への銀行振込を行っている。

大規模地震による被害、特に電力の供給が断絶された場合は、本方式による銀行振込を行うことができない事態となる。しかし、産総研の支払債務は、「合理的に満足する内容及び形式の支払請求書を受けたときは、支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに、振込送金により支払う（契約条項から）」としていることから、仮に災害発生後、一切の支払機能が長期間に亘り停止した場合は、産総研の信頼が大きく失墜する可能性があるため、対外的な支払業務の継続を目指す。

- ・ 対外的な支払業務

#### (2) 権限委任

地震発生後、対外的な支払い業務の継続又は復旧に向け、的確に業務を遂行するため、経理部における指揮命令系統を以下のように設定する。また、連絡が取れない等不測の事態においては、意思決定に係る権限は順位に従って自動的に委任されるものとする。

- 第一順位 経理部長
- 第二順位 経理部総括
- 第三順位 経理部経理室長

#### (3) 参集要員の指定

事業所長からの指示に従い、あらかじめ指定された以下の職員は、本部情報棟に速やかに参集することとする。

- ・ 経理部長
- ・ 経理部総括
- ・ 経理部各室長

また、経理部における指揮命令系統からのメール等による指示のあった者は、本部情報棟に参集することとする。

なお、参集にあたっては、家族の安否と安全を確認した後、交通経路等の安全に十分配慮しながら移動するものとする。

#### (4) 復旧目標と対策・対応

地震発生時においても迅速に連絡が取れるよう、経理部内幹部の緊急連絡網を作成している。また、第一事業所緊急連絡先一覧に経理部長等を登録している。被災後最初の対外的な支払いは、一週間を目処に開始する。なお、特別の事情がない限り、1か月程度の支払猶予期間を超えることはないものと想定するが、復旧以前に支払う必要が生じた場合には、状況に応じて銀行窓口にて支払いを行う。この業務の復旧目標を踏まえ、災害時には表3-3-1及び表3-3-2に示す措置を講ずる。

ただし、支払案件を確認できる者が参集できない場合は、支払業務は行わず、契約相手方に産総研の実情、復旧の見込み等を説明する。

表3-3-1 災害前後の対策

	事前対策	事後対策
本部情報棟経理部各室	・居室及び関係書類の整理 整頓	・事業所による安全確認後 入室開始 ・通路・居室等の状況確認 ・支払関係書類等の状況確認 と適切な保管と管理
データ管理	・財務会計システムへの的 確な情報入力 ・債主情報を定期的に外付 けHDD及びクラウドにバ ックアップ	・非常用電源起動時間内 での緊急支払案件の抽出
出納職印鑑及び取引銀行預金通帳・銀行カード・小口現金	・印鑑と通帳類は別に保管	・保管場所が危険な場合は、可能な限り他所に移動・その後厳重に管理

表 3-3-2 復旧目標と作業

業務	時間	個別の作業と目標
対外的な支払業務	3日後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急を要する支払案件の抽出</li> <li>・ 必要に応じ、契約相手方に産総研の実情、復旧の見込み、支払い猶予を打診</li> <li>・ 取引銀行あて緊急支払体制の連絡</li> </ul>
	1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災後最初の支払業務開始</li> <li>・ 以降順次、支払案件の抽出と契約相手方への打診</li> <li>・ なお、電力の復旧、財務会計システム再起動時から随時、通常支払（EB）体制に移行</li> </ul>
	2週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回支払業務</li> </ul>
	3週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回支払業務</li> </ul>
	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常時と同等の支払い業務再開</li> </ul>

(5) BCP改善に向けての工程及び達成目標

必要に応じて、内容・目標復旧時間等を見直す。



#### 4. セキュリティ・情報化推進部

##### (1) 業務内容

セキュリティ・情報化推進部は産総研ネットワーク、イントラ業務システム、情報機器（電話機、業務用PC等）の運用管理、情報セキュリティ、仮想サーバ基盤に関する業務を行っている。これら業務のうち、災害時に産総研の優先業務継続や復旧を支える基盤となる業務という観点から、以下の2件をセキュリティ・情報化推進部の優先業務とした。

- ・インターネット接続の提供
- ・所内ネットワーク、イントラ業務システム、電話システムの提供

##### (2) 権限委任

セキュリティ・情報化推進部の優先業務の継続又は復旧に向け、的確に業務を遂行するため、指揮命令系統を以下のように設定する。また、連絡が取れない等不測の事態においては、意思決定に係る権限は、順位に従って自動的に委任されるものとする。

- 第一順位 セキュリティ・情報化推進部長
- 第二順位 セキュリティ・情報化推進部部総括
- 第三順位 セキュリティ・情報化推進部企画室長
- 第四順位 セキュリティ・情報化推進部サイバーセキュリティ室長

ただし、災害時においても情報セキュリティに関する業務については、国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程に準ずるものとする。

##### (3) 参集要員の指定

災害対策本部からの指示に従い、あらかじめ指定された以下の職員は、つくば中央第一事業所セキュリティ・情報化推進部に速やかに参集することとする。

- ・セキュリティ・情報化推進部長
- ・セキュリティ・情報化推進部部総括
- ・セキュリティ・情報化推進部企画室長
- ・セキュリティ・情報化推進部サイバーセキュリティ室長

また、セキュリティ・情報化推進部職員等の中からセキュリティ・情報化推進部における指揮系統からのメール等による指示のあった者は、つくば中央第一事業所セキュリティ・情報化推進部に参集することとする。なお、参集にあたっては、家族の安否と安全を確認した後、交通経路等と自身の安全に十分配慮しながら移動するものとする。

#### (4) 復旧目標と対策・対応

地震発生時においても迅速に連絡が取れるよう、セキュリティ・情報化推進部内幹部の緊急連絡網を作成している。また、産総研内緊急時連絡体制にセキュリティ・情報化推進部長等を登録している。

地震発生後、地域センターのインターネット接続は、バックアップ回線を用いて半日～1日後を目標に接続を再開し、地域センター間の所内ネットワーク接続を可能な範囲で継続する。

電力供給の復旧後、つくばセンターのインターネット接続を再開するとともに、バックアップ回線からつくばセンター回線へ切り替え、つくばセンター内の所内ネットワーク接続及び地域センターとの接続を再開する。これら業務の復旧目標を踏まえ、災害時には表3-4-1及び表3-4-2に示す措置を講ずる。

表3-4-1 災害前後の対策

業務に必要な資源（設備等）	事前対策	災害後の対応
セキュリティ・情報化推進部居室等	・ 通路等の整理整頓	・ 災害対策本部による安全確認後入室開始
ネットワーク機器	・ 耐震固定の確認、ネットワーク機器の点検	・ 被害状況及び稼働の確認
イントラ業務システム	・ 耐震固定の確認、イントラ業務システム、無停電電源装置、非常用発電機の点検	・ 非常用発電機が稼働可能な18時間以内にシステムを安全に停止 ・ 電力供給の復旧後、速やかに起動
電話設備（電話交換機）	・ 耐震固定の確認、電話交換機、無停電電源装置、非常用電源の点検	・ 電話交換機、無停電電源装置、非常用発電機の稼働確認

表 3-4-2 復旧目標と作業内容

業務	時間	個別の作業と目標
インターネット 接続の提供	半日～1日	・地域センターの接続はバックアップ回線を用いて接続を再開
	電力復旧後	・電力復旧後、つくばセンターの接続を再開し、バックアップ回線からつくばセンター回線へ切り替え
所内ネットワークの提供	電力復旧前	・地域センター間の接続を可能な限り継続
	電力復旧後	・電力復旧後、つくばセンター内の所内ネットワーク接続及び地域センターとの接続再開
イントラ業務システムの提供	非常用発電機が稼働中	・非常用発電機が稼働可能な18時間以内にシステムを安全に停止
	電力復旧後	・電力復旧後、システムを起動し通常稼働を再開
電話システム (固定電話)の提供	非常用発電機及び無停電電源装置が稼働中	・可能な限り、つくばセンターの電話交換機の稼働を継続する
	上記が停止した場合	・つくばセンター以外の地域センター間の固定電話の通話のみ継続する
	電力復旧後	・電力復旧後、つくばセンターの電話交換機を起動し、通常稼働を再開
電話システム (携帯電話)の提供	電力が停止した場合	・つくばセンター近傍のキャリア携帯網による、携帯電話の通話は可能 ・つくばセンター以外の地域センターの固定電話との通話も可能
	電力復旧後	・電力復旧後、通常稼働を再開

(5) BCP改善に向けての工程及び達成目標

必要に応じて、内容・目標復旧時間等を見直す。

## 5. 広報部

### (1) 業務内容

広報部においては、マスメディアを通じた広報及び情報ネットワークを用いた発信を行っている。これらの業務のうち、産総研の信頼を大きく失墜する可能性のある業務と考えられる以下の業務を優先業務とする。

- ・（必要に応じて）災害対策本部がとりまとめる被害報の記者会への連絡、HP、SNS等による発信
- ・（必要に応じて）報道発表及び会見ができる体制の整備

### (2) 権限委任

広報部の優先業務の継続又は復旧に向け、的確に業務を遂行するため、当部における指揮命令系統を以下のように設定する。また、連絡が取れない等不測の事態においては、意思決定に係る権限は、順位に従って自動的に委任されるものとする。

- 第一順位 次長
- 第二順位 広報部 報道室長
- 第三順位 広報部 広報サービス室長

### (3) 参集要員の指定

災害対策本部からの指示に従い、あらかじめ指定された以下の職員は、つくば中央第一事業所広報部に速やかに参集することとする。

- ・ 次長
- ・ 広報部報道室長
- ・ 広報部広報サービス室長

また、広報部職員等の中から広報部における指揮系統からのメール等による指示のあった者は、つくば中央第一事業所広報部に参集することとする。なお、参集にあたっては、家族の安否と安全を確認した後、交通経路等と自身の安全に十分配慮しながら移動するものとする。

### (4) 対策・対応

産総研内緊急時連絡体制に次長、報道室長を登録している。公式HPによ

る情報発信については、産総研の被災状況、復旧状況をいち早く社会に周知する必要があり、継続した発信が望まれる。現在、公式HPサーバは外部委託しており、災害などが発生し、サービスを提供している主たるデータセンターでサービス継続が困難な状態になった場合、サービスの継続が可能なように災害対策サイトが用意されている。このことから、つくばセンターのインターネットが使用不可になっても公式HPは正常に稼働する。また、更新については、権限者のインターネット利用可能地域への避難もしくは、安全な研究拠点（東京本部を含む。本節において以下同じ。）の担当者への適切な権限委譲によって実施する。

メディア対応については、災害対策本部と連携し、電話、メール、対面など状況に応じて可能かつ適切な手段で対応を行う。災害時には災害報道が主となるため、

構内の安全が確認されていない状況においては、災害対策本部の指示があるまで、メディアの立ち入りは原則として認めない。記者会見の開催を要する場合は、つくばセンター本部・情報棟1階会議室を使用することとし、当該会議室の使用が困難な場合はつくばセンター内外の別会場を手配するなどの代替策を検討する。

これらの対策・対応のため、災害時には表3-5-1及び表3-5-2に示す措置を講ずる。

表3-5-1 災害前後の対策

	事前対策	事後対策
HP、SNS等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の公式HPサーバの対応について、セキュリティ・情報化推進部と確認</li> <li>・災害発生時の公式HP更新権限保有者への緊急連絡体制、業務用ファイル共有システム等停止時の権限情報（ID、パスワード）の確認方法の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット利用可能な研究拠点の適任者（職員）へ更新権限を委譲。</li> <li>・CSIRT、広報部内の許可を得て、公式HP更新権限保有者が、研究拠点から適宜、情報発信を実施。</li> <li>・情報発信は公式HP更新承認権限保有者の許可を随時受けて実施。</li> <li>・つくばセンター内からのインターネット接続が復旧し次第、元の設定に戻し、情報発信を継続。</li> </ul>

	事前対策	事後対策
メディア対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する科学的知見の提供を求められた場合、産総研において特別な事故等が発生した場合など、緊急対応が必要な案件を優先的に対応する。</li> <li>・ 立入制限等で通常使用している電話回線が使用できない場合は、別回線を確保。</li> <li>・ 電話回線、インターネット接続が復旧し次第、元の体制で対応を継続。</li> </ul>

表 3-5-2 対応

業務	時間	個別の作業と目標
公式HP、Twitterによる情報発信	1日から3日	・ 災害対策本部等からの指示で、必要な情報を適宜情報発信する。
メディア対応	1日から3日	・ 災害対策本部等からの指示で、必要な情報を適宜メディアへ提供するとともに、メディアからの取材等に対応する。

(5) BCP改善に向けての工程及び達成目標

必要に応じて、内容・目標復旧時間等を見直す。

## 第5章 新型インフルエンザ等の感染症発生時の基本的対処方針

### 1. 産総研の体制概要

#### (1) 平常時の体制

平常時において、新型インフルエンザ等の発生に備え、本計画の管理、維持及び必要な改定を行うとともに、各事業所等に設置される安全衛生委員会及び安全衛生委員会相互の間の連絡及び研究所の安全衛生管理に関する重要な事項について調整、協議等を行う安全衛生連絡会議を通じて、関係部署の緊密な連携を確保し産総研一体となって役職員等の安全と健康を確保することに努める。

#### (2) 新型インフルエンザ等発生時の体制

政府は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、基本的対処方針の決定等を行うこととされている。産総研では、政府、経済産業省と緊密な連携を図りつつ、感染拡大状況等をかんがみ新型インフルエンザ等の感染症対策本部（以下「感染症対策本部」という。）を設置するとともに、対応方針等の策定等を実施する。

### 2. 感染症対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大状況等をかんがみ、つくばセンターに理事長を対策本部長とする感染症対策本部を設置し、当面の対策を定める。

感染症対策本部は、対策本部長の指揮のもと、職員等の感染状況の把握などの情報の集約とともに、情勢に応じた対策の検討及び決定を行う。

その際、総務本部内に総務本部長（運営統括責任者）を長とする感染症対策事務局を組織し、基本的対処方針に基づく具体的対処等について協議・検討するとともに、各種対策の調整・所内周知等を行う。

### 3. 所内連絡体制等について

感染（疑い）者発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や情報伝達フローの構築が重要であることから、役職員等の連絡体制を以下の通り定める。

- 1) 以下の事項に該当する役職員等は、その旨を上司等へ連絡する。

- ・ウイルス検査（抗原検査やPCR検査）を行うことになったとき。
  - ・保健所から濃厚接触者の特定を受けたとき。
  - ・その他 感染症対策本部が定める報告事項に該当したとき。
- 2) 1) の報告を受けた上司等はユニット長等へ報告する。
  - 3) ユニット長等は、該当者が勤務する事業所・地域センター業務部室長等へ報告する。
  - 4) 業務部室長等より報告を受けた事業所長・地域センター所長は、感染症対策本部事務局へ報告する。
  - 5) 感染症対策本部事務局は、事業所長・地域センター所長へ今後の対応について適宜周知・依頼する。

#### 4. 業務実施体制の検討

業務の実施体制については、ウイルスの特徴やそれによる被害の正確な予測は難しいことから、有効な対策を考える上で流行規模等の想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策の検討・準備を行うことが重要である。

感染拡大時において、業務継続への影響を可能な限り低減するために感染症対策本部からの指示に基づいて職場における感染防止策を徹底し、交代勤務制、テレワーク等を推進するとともに、出勤率制限の実施等の感染リスクを低減させるための勤務体制等を工夫する。

なお、可能な限り上記勤務体制等を工夫することで、第3章3項で定めた「優先業務」を維持することを念頭におきつつ、感染拡大状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

#### 5. 通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、感染症対策本部は通常体制への移行を検討する。なお、地域センター等における移行のタイミングについては、地域的な流行状況等を踏まえて検討する。

検討の結果、対策本部長が感染終息状況と判断し、感染症対策本部の解散を宣言した時点をもって、通常（平常時）体制へ復帰する。



## 第6章 引継ぎ及び計画の見直し

### 1. 人事異動における引き継ぎ

業務継続に係る対応レベルを維持するために、大規模な人事異動があった場合には、異動後速やかに新任者等へ必要な引き継ぎ等を行う必要がある。

新任者等への教育については、対象職員が業務継続計画発動時にどのような行動をとるべきか、あらかじめどのような事を知り、備えるべきかといった事項について明確にし、実際の災害が起きた場合でもすぐに所要の行動を取ることができるようにする。

業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の担当者等が、異動後即座に当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。

### 2. 計画の見直し

訓練や計画の実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。また、必要に応じて優先業務の内容・目標復旧時間等を適時見直す。

これらの一連の活動と本計画の見直しの内容は、改善・検討事項ごとに活動記録票として記録を残し、トレーサビリティを確保する。

## 改定履歴

平成23年10月 6日	初版発行
平成24年 5月10日	改定（第二版）
令和元年10月17日	改定（第三版）
令和 2年10月22日	改定（第三版）
令和 4年 2月 3日	改定（第四版）